

議案第19号

葛飾区自動交付機カードの利用に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成27年 2月17日

提出者 葛飾区長 青 木 克 徳

(提案理由)

区役所総合庁舎に設置している証明書自動交付機を多機能端末機及び証明書簡易発行端末機に入れ替えることに伴い、自動交付機カードの利用目的を改める必要があるので、本案を提出いたします。

葛飾区自動交付機カードの利用に関する条例の一部を改正する条例

葛飾区自動交付機カードの利用に関する条例（平成21年葛飾区条例第41号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「証明書自動交付機」を「証明書簡易発行端末機」に改め、同条第2号を次のように改める。

② 証明書簡易発行端末機 葛飾区の情報システムと通信回線で接続された端末機であって、次条各号に掲げるサービスを区民に提供するもの（葛飾区住民基本台帳カードの利用に関する条例（平成22年葛飾区条例第40号）第2条第2号に規定する多機能端末機を除く。）をいう。

第3条中「交付サービス」を「受付サービス」に改め、同条第1号中「証明書自動交付機」を「証明書簡易発行端末機」に、「を交付する」を「の交付の申請を受け付ける」に改め、同条第2号中「証明書自動交付機」を「証明書簡易発行端末機」に、「を交付する」を「の交付の申請を受け付ける」に改める。

第4条中「交付サービス」を「受付サービス」に改める。

付則中第3項を削り、第4項を第3項とする。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年7月21日から施行する。

(有効期限)

2 この条例は、平成28年6月30日限り、その効力を失う。